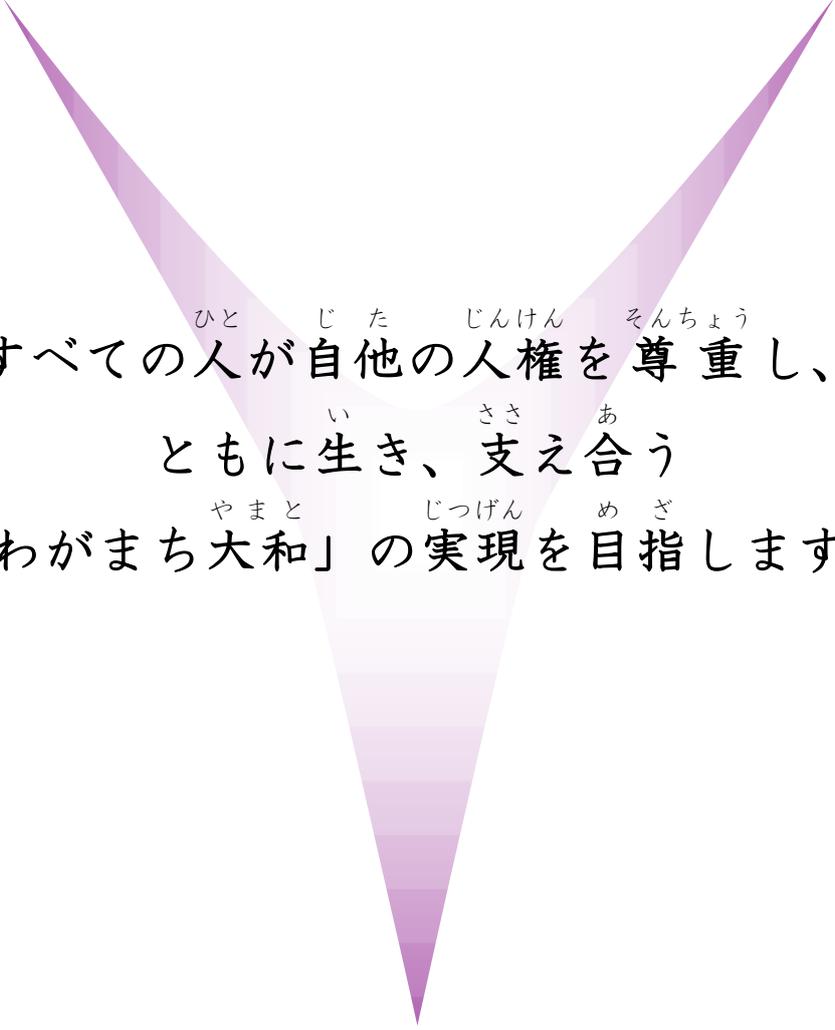


改定版

やまとしじんけんししん
大和市人権指針



すべての人が自他の人権を尊重し、
ともに生き、支え合う
「わがまち大和」の実現を目指します。

大和市

大和市人権指針（改定版）の策定にあたって

あらゆる差別がなくすべての人が、互いの人権を尊重し合っている社会の実現を目指して

本市は、平成14年に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」を受けて、平成18年3月に、「大和市人権指針」を策定し、これまでさまざまな人権啓発、人権教育及び人権施策を実施してまいりました。

しかしながら、急速に進展している少子化、超高齢社会の到来、経済の停滞及びグローバル化、情報化、定住する外国人市民の増加といった社会情勢の大きな変化や、貧困や性的マイノリティなどといった新たな人権課題の表出により、これまでの指針における課題認識では対応できなくなったことから、現行の指針の大枠を引き継ぎながら、このたび見直しを行うものです。

本市は、大和市第8次総合計画において、基本目標のひとつである「市民の活力があふれるまち」を目指し、「あらゆる差別がなくすべての人が、互いの人権を尊重し合っている」社会の実現を目指しています。このような中、「大和市人権指針（改定版）」が、課題を解決するために取り組む方向を示す道しるべとなることを願います。

この指針に基づき、人権施策を推進していくため、市民、事業主の皆様とともに力を合わせて、個々の施策を相互に連携して総合的、横断的に取り組んでまいります。「すべての人が自他の人権を尊重し、ともに生き、支え合う『わがまち大和』の実現のため、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、この指針の改定にあたりまして、ご尽力をいただいた「大和市人権指針改定検討委員会」の委員各位、また貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様にご心よりお礼申し上げます。

平成28年7月

大和市長 **大木 哲**



じんけん 人権とは・・・

すべての人が、生まれながらに持つ

「人間らしく生きる権利」で、

「おもいやりの心」によって守られるものです。

子どもたちには、「いのちを大切にすること」、

「みんなと仲良くすること」と伝えています。



目 次

I	大和市人権指針の改定にあたって	2
II	基本理念	4
III	個別の人権課題	6
1	子どもの人権課題	7
2	高齢の方の人権課題	11
3	障がいのある方の人権課題	15
4	外国につながる方の人権課題	20
5	男女共同参画にかかる人権課題	24
6	同和問題	29
7	貧困等にかかる人権課題	30
8	保健・医療にかかる人権課題	31
9	情報にかかる人権課題	33
10	性的マイノリティの人権課題	34
11	自殺をめぐる人権課題	35
12	さまざまな人権課題	36
	・犯罪にかかる人権課題	36
	・災害発生時の人権課題	37
	・拉致問題	39
	・ヘイトスピーチ	39
IV	すべての人の人権を保障するために	40
	資料	
1	大和市人権指針改定検討委員会設置要綱	42
2	大和市人権指針改定検討委員会委員名簿	44
3	大和市人権指針改定検討委員会開催経過	45
4	大和市人権指針施策推進会議設置要領	46

I やまとしじんけんししん かいてい 大和市人権指針の改定にあたって

指針改定の背景 なぜ じんけんししん をみなおしたのか

「世界人権宣言」が1948年（昭和23年）12月10日の国連総会において採択されて以降、「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」をはじめいくつもの国際人権規約が採択されるなど、世界中の人々が幸福で平和に暮らせる社会の実現をめざした取り組みが行われてきました。また、日本においても基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法が1947年（昭和22年）5月3日に施行され、人権尊重の思想は広く国民に浸透しています。

しかし、現実には、暴力、いじめ、差別等さまざまな人権問題が日常的に起きています。また、社会情勢の変化に伴い、新たな人権課題も生じています。

大和市では2006年（平成18年）3月に「大和市人権指針」を策定し、これまでさまざまな人権啓発、人権教育及び人権施策を行ってきました。

このたび、さらに一人ひとりの人権を尊重したまちづくりを推進していくため、現状の人権課題を整理し、長期的な展望の中で、今後の取り組みの方向性を明らかにするために「大和市人権指針」を改定しました。

改定の趣旨 じんけんししん の どこが かわったのか

今回の改定では、急速に進展している少子化、超高齢社会^{*1}の到来、経済の停滞及びグローバル化、情報化、定住する外国人市民の増加といった社会の変化や、新たな人権課題に対応するため、策定から10年を経過する「大和市人権指針」を見直し、個別の人権課題を追加し、すでにある個別課題も見直しました。

<追加した人権課題>

○貧困等にかかる人権課題

ホームレスに限らない、見えにくい貧困についても考えました。

○性的マイノリティの人権課題

性同一性障害のみならず、性別において偏見や差別に苦しんでいる人々について考えました。

○自殺をめぐる人権課題

○さまざまな人権課題

- ・犯罪にかかる人権課題
- ・災害発生時の人権課題
- ・拉致問題
- ・ヘイトスピーチ

指針の位置づけ めざす すがた

第8次総合計画に掲げられた基本目標の一つである「市民の活力があふれるまち」を目指すための指針となるものです。この指針に基づいた施策の推進にあたっては、総合計画及び関連する各分野の個別計画により具現化していくものとします。

基本目標7「市民の活力があふれるまち」

個別目標7-1「互いに認め合う社会をつくる」

市民一人ひとりが自分らしく生きていくためには、年齢や性別、国籍などに関わらず、教育や就業の機会が等しく与えられるとともに、お互いを思いやり認め合う気持ちをもつことが最も大切です。

また、男女が性別にとらわれず、社会のあらゆる分野に参画できる環境づくりを進めることや、言葉や国籍の異なる人々が、地域に暮らす一員として、互いの文化や生活習慣を認め、協力し合う関係を築いていくことの必要性が一層高まっています。

大和市は、あらゆる差別がなく、一人ひとりの人権が尊重されているとともに、男女共同参画や多文化共生^{※2}が実感できる社会をつくっていきます。

めざす成果

「あらゆる差別がなくすべての人が互いの人権を尊重し合っている」

(第8次大和市総合計画より抜粋)

※1 超高齢社会

65歳以上の人口が総人口に占める割合を高齢化率といい、高齢化率が7%以上を「高齢化社会」、14%以上を「高齢社会」、21%以上を「超高齢社会」といいます。大和市は2012(平成24)年11月に「超高齢社会」に突入しました。

※2 多文化共生

国籍、民族、性別、年齢が異なる様々な文化や個性を持った人々が、互いの違いを認め、共に存在し、自分が自分らしく生きる社会としていこうという考え方です。

Ⅱ きほんりねん 基本理念

基本理念 いちばん つたえたい こと

ひと じ た じんけん そんちょう
すべての人が自他の人権を尊重し、

い さき
ともに生き、支えあう

やまと じっげん め ぎ
『わがまち大和』の実現を目指します。

1 すべての人の人権が保障される地域社会の実現を目指します

○「すべての人の人権が保障される地域社会」とは…

人は、一人ひとりが平等であり、かけがえのない存在です。

大和市に「住む人」「働く人」「学ぶ人」「活動する人」「営む人」など、大和市に集うすべての人が、国籍、民族、性別、年齢などの違いがあっても、それぞれの人の人権が保障される地域社会の実現を目指します。

2 すべての人にとって、「自らの権利を知り主張する」ことと、「他者の権利を知り尊重する」ことが両立した地域社会の実現を目指します

○「自他の人権を尊重することが両立した地域社会」とは…

すべての人は、一人ひとり、多様な価値観をもち、豊かな個性をもったかけがえのない存在です。そして、誰もが、それぞれの価値観が尊重され、個性を発揮できることを求め、「自分を大切にしてほしい、尊重してほしい」と考えています。すべての人が、自らを大切に、自分らしく生きることと同様に、他者の人権を大切に思う心を持ち行動ができる地域社会の実現を目指します。

3 すべての人がともに生きる存在として尊重される地域社会の実現を目指します

○「すべての人がともに生きる存在として尊重される地域社会」とは…

大和市には、様々な人々が生活していますが、そのすべての人の人権が等しく守られているとはいえません。子ども、高齢の方、障がいのある方、外国につながる方など、置かれている立場によって、本来、誰もが持つはずの人権が守られていないこともあります。ある一部の人の権利を軽視し、排除する社会は、強い者だけが尊重される「弱くもろい社会」です。「強くしなやかな社会」は、様々な人々が、ともに生きる存在として尊重し合うことで実現します。

4 大和市に集うすべての人が、互いに支えあう地域社会の実現を目指します

○「大和市に集うすべての人が、互いに支えあう地域社会」とは…

今日の地域社会は、経済のグローバル化、少子化、超高齢社会の到来等の様々な社会状況の変化により、人と人とのつながりを保つことが困難になりつつあります。

また、東日本大震災からの復興に際しては、地域社会における絆の再生が叫ばれました。

このような課題を解決するために、市民、企業、NPO等と行政が連携・協力して、大和市に集うすべての人が、互いに支えあう地域社会の実現を目指します。

5 すべての人の自治による「わがまち大和」の実現を目指します

○「すべての人の自治による『わがまち大和』の実現」とは…

大和市という名称には、「大きく和する」という願いが込められています。「大きく和する」とは、一人ひとりの人権が保障された地域社会の姿を意味しています。すべての人は、一人ひとりの人権が守られ、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を求めています。地域社会の主役は、一人ひとりです。すべての人の人権が保障されるまちづくりの原動力は、一人ひとりの主体的な活動にほかなりません。

すべての人による自治は、人権が保障され、安全で安心して暮らせる「わがまち大和」をつくりあげるための前提となります。

Ⅲ こべつ じんけんかだい 個別の人権課題

個別の人権課題 さまざまな かだいが あります

人権は、国籍、民族、性別、年齢などの違いがあっても、すべての人に保障されるものです。しかし、日々の生活の中で不利益を受けやすい人々も存在しています。

ここでは、子ども、高齢の方、障がいのある方、外国につながる方、男女共同参画、同和問題等の人権課題を個別に取りあげます。

それぞれの人権課題について、課題を整理し、主な取組みの方向を示しました。

- 1 子どもの人権課題
- 2 高齢の方の人権課題
- 3 障がいのある方の人権課題
- 4 外国につながる方の人権課題
- 5 男女共同参画にかかる人権課題
- 6 同和問題
- 7 貧困等にかかる人権課題
- 8 保健・医療にかかる人権課題
- 9 情報にかかる人権課題
- 10 性的マイノリティの人権課題
- 11 自殺をめぐる人権課題
- 12 さまざまな人権課題
 - 犯罪にかかる人権課題
 - 災害発生時の人権課題
 - 拉致問題
 - ヘイトスピーチ